

【参考】「昭和 47 年政府見解の読み替え」を示す国会答弁

■参外交防衛委員会 平成 27 年 3 月 24 日

- 小西洋之君 昭和四十七年の政府見解、この「外国の武力攻撃」ということについて、我が国に対する外国の武力攻撃だけではなくて、我が国でない他国に対する武力攻撃、同盟国に対する武力攻撃、そういうものも含まれると、そういうふうこれを考えていいんだということを、あなたは歴代の法制局長官から直接伺ったことはございますか。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 直接聞いたことはございません。
- 小西洋之君 では、法制局の内部でそうした見解をおっしゃっていた方、いらっしゃいますか。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） この基本的な論理まで遡ってしっかりと検討したというのは、今回の閣議決定に至る過程の中でございます。
- 小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

■衆平和安全法制特別委員会 平成 27 年 5 月 27 日

- 長妻委員 ……四十七年見解……この「外国の武力攻撃」というのは、これは、外国の日本に対する武力攻撃及び外国の密接に関係する相手国に対する武力攻撃と、両方含まれているということなんですね、四十七年見解というのには。
- 横畠政府特別補佐人 ……「外国の武力攻撃」という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない。……というふうに理解しております。
- 長妻委員 四十七年見解、最終的には集団的自衛権を否定しているんですが、このよく引用される、外国の武力攻撃によって権利が根底から覆される、これは、我が国のみならず外国の他国への武力攻撃というのもこの四十七年の時点で含んでいてこういうふう書いたんだというふうに今おっしゃったわけですが、これは総理、これによろしいんですね。
- 安倍内閣総理大臣 法制局長官が、ただいま政府を代表して見解を述べているところであります。

■参外交防衛委員会 平成 27 年 6 月 11 日

- 小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な

集な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

- 政府特別補佐人（横畠裕介君） ……法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

【解説】昭和 47 年政府見解の「外国の武力攻撃」の文言の読み替えとは、昭和 47 年政府見解の作成当時から同政府見解には「法理として限定的な集団的自衛権行使が存在していた」という考えと同一のものになります。

■衆 平和安保特別委員会 平成 27 年 6 月 26 日

- 横畠政府特別補佐人 論理といたしますのは、それを考えた人、個人の頭の中にもともとあります。しかし、それが言葉となって外に出れば、これはもう社会的な存在でございます。そういうものとして今、論理として生きているもの、それを論じている（略）その論理といたしますのは、だから、当時の担当者の頭から出て紙として今に残っている……。

【解説】横畠長官は、吉國長官等の「頭の中」に限定的な集団的自衛権行使の論理が存在し、それが言葉として外に出て昭和 47 年政府見解に書き込まれ論理として今に残っている、この生きている論理を 7.1 閣議決定においてホルムズ海峡事例などの当てはめに使用したと説明しているのです。

【補足説明】「昭和 47 年政府見解の読み替え」問題のより深い理解のために

「昭和 47 年政府見解の読み替え」問題のより深いご理解とこの問題の完全論破のために、巻末に以下の資料を掲載しています。やや専門的な内容となりますので、報道機関、法律関係者以外の方は、第二章にお進みいただいても結構です。

- (1) 昭和 47 年政府見解（全文）
- (2) 昭和 47 年政府見解（第三段落）の「三つの構造分割」論の否定
- (3) 安倍内閣による解釈改憲の主張のポイント（まとめ）
- (4) 解釈改憲の構図の解説
- (5) 「読み替え」が可能となるための必須 6 条件とその全てへの矛盾
- (6) 「読み替え」の歴代の国会答弁等の矛盾イメージ図
- (7) 安倍内閣の「昭和 47 年政府見解前後の国会答弁等との矛盾」の説明とその論破
- (8) 安倍内閣が解釈改憲に昭和 47 年政府見解を利用した理由
- (9) 昭和 47 年政府見解の作成者の答弁とその解説